

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年12月19日
【届出者の氏名又は名称】	FK株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号明治安田生命ビル11階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号明治安田生命ビル11階
【電話番号】	03-6268-6000
【事務連絡者氏名】	代表取締役 マイケル・ロンゴ
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	FK株式会社 (東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号明治安田生命ビル11階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注 1) 本書中の「公開買付者」とは、FK株式会社をいいます。
- (注 2) 本書中の「対象者」とは、富士ソフト株式会社をいいます。
- (注 3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注 5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注 6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注 7) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。
- (注 8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注 9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書記載の公開買付け(以下「本公開買付け」又は「第 2 回公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式及び新株予約権を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準と必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下同じとします。)第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の関係会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

- (注11) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注12) 本書又は本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者(affiliate)は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書及び本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書提出日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。
- (注13) 公開買付者、公開買付者の財務アドバイザー及び公開買付代理人(これらの関係会社を含みます。)は、その通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)規則14e 5 (b)の要件に従い、対象者の普通株式及び新株予約権を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「第2回公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英語ウェブサイト(又はその他の公開開示方法)においても開示が行われます。
- (注14) 会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年11月20日付で提出いたしました公開買付届出書につきまして、2024年12月11日付でベインキャピタルが「富士ソフト株式会社株式(証券コード：9749)に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」を公表したこと、2024年12月17日付で対象者が「株式会社BCJ-88による当社株券等に対する公開買付けに係る当社取締役会の意見(反対)に関するお知らせ」を公表したこと、並びに対象者の当該プレスリリースを踏まえて2024年12月18日付でベインキャピタルが「富士ソフト株式会社株式(証券コード：9749)に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ(賛同に係る条件の放棄等)」を公表し、ベインキャピタルによる公開買付けの条件を変更したこと(対象者の賛同に係る公開買付け開始の前提条件を放棄すること、及び買付予定数の上限(31,444,443株、所有割合：49.89%)を設定すること)による影響で、2024年12月19日時点で対象者株式の市場価格が第2回公開買付価格を上回って推移していること並びに第2回公開買付けへの応募状況を踏まえ、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に判断機会を提供し、第2回公開買付けの成立可能性を高めるため、公開買付者が、第2回公開買付期間を2025年1月9日まで延長し、合計32営業日とすることを決定したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これらを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本両公開買付けの概要

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(5) 本両公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第 1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本両公開買付けの概要

(訂正前)

< 前略 >

そして、公開買付者は、第 1 回公開買付けが成立した場合、公開買付者が第 1 回公開買付けで取得する対象者株式以外の対象者株式(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除く。)及び本新株予約権の全てを取得することを目的として第 2 回公開買付けを実施すること、及び、公開買付者が第 1 回公開買付けで対象者株式33,658,500株(所有割合：53.40%(注 8))以上を取得した場合には、第 2 回公開買付けを実施しないことを2024年 9 月19日付で決定しておりましたが、第 1 回応募株券等は22,131,902株(所有割合：35.11%)であり、33,658,500株に満たなかったことから、公開買付者は、第 2 回公開買付けを実施することを決定いたしました。対象者株式の株価が、引き続き第 1 回公開買付価格(8,800円)を超えて推移していることなどを踏まえ、対象者株式の非公開化の迅速な実行の蓋然性を高めるため、2024年11月15日、第 2 回公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格(以下「第 2 回公開買付価格」又は「本公開買付価格」といいます。)を9,451円に引き上げ、本新株予約権 1 個当たりの買付け等の価格(以下「第 2 回新株予約権買付価格」又は「本新株予約権買付価格」といいます。)についても、第 2 回公開買付価格(9,451円)と本新株予約権 1 個当たりの行使価額との差額(第 5 回新株予約権：5,986円、第 6 回新株予約権：5,299円、第 7 回新株予約権：2,932円)に本新株予約権 1 個当たりの目的となる対象者株式数を乗じた金額(第 5 回新株予約権：1,197,200円、第 6 回新株予約権：1,059,800円、第 7 回新株予約権：293,200円)とすること(以下「本価格引上げ」といいます。)を決定し、その旨を対象者に連絡したところ、対象者より、2024年11月15日開催の取締役会において、第 2 回公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の所有者(以下「本新株予約権者」といいます。)の皆様に対して、第 2 回公開買付けに応募することを推奨する旨の決議、並びにベインキャピタル(下記「(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。)による公開買付けに対しては反対意見を表明する旨の決議をした旨の連絡を受けました。そこで、公開買付者は、2024年11月15日、2024年11月18日の週の半ばを目処に、開示書類等の準備が整い次第、実務上可能な限り速やかに第 2 回公開買付けを開始することを決定いたしました。その後、開示書類等の準備が整ったことから、公開買付者は、2024年11月19日、第 2 回公開買付けを2024年11月20日より開始することを決定いたしました。なお、本価格引上げを踏まえ、公開買付者は、公平性の観点から、第 2 回公開買付けが成立した場合、第 1 回公開買付けに応募した全ての対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本価格引上げによって決定された買付け等の価格と第 1 回公開買付価格及び第 1 回新株予約権買付価格との差額(普通株式：1 株当たり651円、第 5 回新株予約権：1 個当たり130,200円、第 6 回新株予約権：1 個当たり130,200円、第 7 回新株予約権：1 個当たり65,100円)を補償することを予定しておりますが、時期及び方法等の詳細は検討中であり、決定次第、速やかに公表いたします。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

そして、公開買付者は、第1回公開買付けが成立した場合、公開買付者が第1回公開買付けで取得する対象者株式以外の対象者株式(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除く。)及び本新株予約権の全てを取得することを目的として第2回公開買付けを実施すること、及び、公開買付者が第1回公開買付けで対象者株式33,658,500株(所有割合:53.40%(注8))以上を取得した場合には、第2回公開買付けを実施しないことを2024年9月19日付で決定しておりましたが、第1回応募株券等は22,131,902株(所有割合:35.11%)であり、33,658,500株に満たなかったことから、公開買付者は、第2回公開買付けを実施することを決定いたしました。対象者株式の株価が、引き続き第1回公開買付価格(8,800円)を超えて推移していることなどを踏まえ、対象者株式の非公開化の迅速な実行の蓋然性を高めるため、2024年11月15日、第2回公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格(以下「第2回公開買付価格」又は「本公開買付価格」といいます。)を9,451円に引き上げ、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格(以下「第2回新株予約権買付価格」又は「本新株予約権買付価格」といいます。)についても、第2回公開買付価格(9,451円)と本新株予約権1個当たりの行使価額との差額(第5回新株予約権:5,986円、第6回新株予約権:5,299円、第7回新株予約権:2,932円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数を乗じた金額(第5回新株予約権:1,197,200円、第6回新株予約権:1,059,800円、第7回新株予約権:293,200円)とすること(以下「本価格引上げ」といいます。)を決定し、その旨を対象者に連絡したところ、対象者より、2024年11月15日開催の取締役会において、第2回公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の所有者(以下「本新株予約権者」といいます。)の皆様に対して、第2回公開買付けに応募することを推奨する旨の決議、並びにペインキャピタル(下記「(2)本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。)による公開買付けに対しては反対意見を表明する旨の決議をした旨の連絡を受けました。そこで、公開買付者は、2024年11月15日、2024年11月18日の週の半ばを目処に、開示書類等の準備が整い次第、実務上可能な限り速やかに第2回公開買付けを開始することを決定いたしました。その後、開示書類等の準備が整ったことから、公開買付者は、2024年11月19日、第2回公開買付けを2024年11月20日より開始することを決定いたしました。なお、本価格引上げを踏まえ、公開買付者は、公平性の観点から、第2回公開買付けが成立した場合、第1回公開買付けに応募した全ての対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本価格引上げによって決定された買付け等の価格と第1回公開買付価格及び第1回新株予約権買付価格との差額(普通株式:1株当たり651円、第5回新株予約権:1個当たり130,200円、第6回新株予約権:1個当たり130,200円、第7回新株予約権:1個当たり65,100円)を補償することを予定しておりますが、時期及び方法等の詳細は検討中であり、決定次第、速やかに公表いたします。

その後、公開買付者は、2024年12月11日付でペインキャピタルが「富士ソフト株式会社株式(証券コード:9749)に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」を公表したこと、2024年12月17日付で対象者が「株式会社BCJ-88による当社株券等に対する公開買付けに係る当社取締役会の意見(反対)に関するお知らせ」を公表したこと、並びに対象者の当該プレスリリースを踏まえて2024年12月18日付でペインキャピタルが「富士ソフト株式会社株式(証券コード:9749)に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ(賛同に係る条件の放棄等)」を公表し、ペインキャピタルによる公開買付けの条件を変更したこと(対象者の賛同に係る公開買付け開始の前提条件を放棄すること、及び買付予定数の上限(31,444,443株、所有割合:49.89%)を設定すること)による影響で、2024年12月19日時点で対象者株式の市場価格が第2回公開買付価格を上回って推移していること並びに第2回公開買付けへの応募状況を踏まえ、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に判断機会を提供し、第2回公開買付けの成立可能性を高めるため、2024年12月19日、第2回公開買付期間を2025年1月9日まで延長することを決定いたしました。なお、公開買付者は、2024年12月19日現在において、第2回公開買付価格及び第2回新株予約権買付価格の変更は検討しておりません。

< 後略 >

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(訂正前)

公開買付者は、第2回公開買付期間を22営業日と設定していますが、第1回公開買付けの予定を公表した2024年9月19日から本公開買付けの開始日までの期間を含めると、実質的には法令に定められた最短期間より長期にわたる期間を設定することとなり、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するかどうかについて適切な判断を行う機会並びに対抗的買収提案者が対抗的な買付け等を行う機会は相応に確保されるものと考えております。

< 後略 >

(訂正後)

公開買付者は、第2回公開買付期間を32営業日と設定していますが、第1回公開買付けの予定を公表した2024年9月19日から本公開買付けの開始日までの期間を含めると、実質的には法令に定められた最短期間より長期にわたる期間を設定することとなり、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するかどうかについて適切な判断を行う機会並びに対抗的買収提案者が対抗的な買付け等を行う機会は相応に確保されるものと考えております。

< 後略 >

(5) 本両公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

(訂正前)

公開買付者は、上記「(1) 本両公開買付けの概要」に記載のとおり、本両公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して第2回公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は現時点で未定ですが、現時点で、2025年1月頃の開催を予定しております。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者は本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

< 後略 >

(訂正後)

公開買付者は、上記「(1) 本両公開買付けの概要」に記載のとおり、本両公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して、再度第2回公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを改めて要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は現時点で未定ですが、現時点で、2025年2月頃の開催を予定しております。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者は本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

< 後略 >

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2024年11月20日(水曜日)から2024年12月19日(木曜日)まで(22営業日)
公告日	2024年11月20日(水曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2024年11月20日(水曜日)から2025年1月9日(木曜日)まで(32営業日)
公告日	2024年11月20日(水曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	393,446,496,019
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(円)(b)	450,000,000
その他(円)(c)	15,000,000
合計(円)(a) + (b) + (c)	393,911,496,019

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、対象者潜在株式勘案後株式総数(63,028,271株)から、本書提出日現在、公開買付者が保有する対象者株式の数21,413,302株を控除した株式の数41,614,969株に本公開買付価格(9,451円)を乗じた金額(393,303,072,019円)に、()本書提出日現在残存する第6回新株予約権の個数(1,310個)から、本書提出日現在、公開買付者が保有する第6回新株予約権の個数(1,230個)を控除した個数(80個)に第6回新株予約権買付価格(1,059,800円)を乗じた金額(84,784,000円)、及び()本書提出日現在残存する第7回新株予約権の個数(2,900個)から、本書提出日現在、公開買付者が保有する第7回新株予約権の個数(2,700個)を控除した個数(200個)に第7回新株予約権買付価格(293,200円)を乗じた金額(58,640,000円)を加えた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(円)(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(訂正後)

買付代金(円)(a)	393,446,496,019
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(円)(b)	450,000,000
その他(円)(c)	16,577,000
合計(円)(a) + (b) + (c)	393,913,073,019

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、対象者潜在株式勘案後株式総数(63,028,271株)から、本書提出日現在、公開買付者が保有する対象者株式の数21,413,302株を控除した株式の数41,614,969株に本公開買付価格(9,451円)を乗じた金額(393,303,072,019円)に、()本書提出日現在残存する第6回新株予約権の個数(1,310個)から、本書提出日現在、公開買付者が保有する第6回新株予約権の個数(1,230個)を控除した個数(80個)に第6回新株予約権買付価格(1,059,800円)を乗じた金額(84,784,000円)、及び()本書提出日現在残存する第7回新株予約権の個数(2,900個)から、本書提出日現在、公開買付者が保有する第7回新株予約権の個数(2,700個)を控除した個数(200個)に第7回新株予約権買付価格(293,200円)を乗じた金額(58,640,000円)を加えた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(円)(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2024年12月26日(木)

(訂正後)

2025年1月17日(金)

公開買付届出書の添付書類

(1) 2024年11月20日付の公開買付開始公告

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2024年12月19日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を公開買付開始公告の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。